

コニカミノルタ光みらい奨励金規程

2015年1月

(目的)

この奨励金は公益財団法人コニカミノルタ科学技術振興財団からの助成によるもので「コニカミノルタ光みらい奨励金」と称し、新産業の創出につながるようなポテンシャルの高い光科学技術を進歩させるために、次世代を担う独創的な研究の奨励ならびに若手研究者の育成を目的とする。

(奨励金の交付及びその対象)

日本光学会会員個人またはグループによる研究活動に対して、研究奨励金（以下「奨励金」という）を交付する。

(奨励金)

奨励金の額は、年度ごとに日本光学会理事会が定める。

(奨励金の交付申請)

奨励金の交付を申請する者は、所定の申請書に必要事項を記入し、募集要項で指定された申請書提出先へ提出しなければならない。

(申請者の公募)

本研究奨励金募集要項は、学会ホームページ等に公表し広く公募する。

(審査)

奨励金交付の対象となる研究の審査のため、審査委員会を置く。

2. 審査委員会は、日本光学会会長から委嘱された者を審査委員長とし、審査委員長が選出した委員をもって構成する。

(選定)

奨励金交付の対象となる研究の選定は、審査委員会の議を経て審査委員長が行う。選定結果は日本光学会理事会に報告し、承認を得るものとする。

(通知)

選定結果については、日本光学会から奨励金交付の申請のあった会員に、またグループでの研究の場合は、代表者へ通知する。

2. 選定結果は、選考委員名とともに学会ホームページ等で公表する。

(研究報告)

奨励金を受領した研究者、またはグループは、受領年の翌年12月31日までに、所定の書式に基づき研究報告書を日本光学会理事会に提出しなければならない。

(改廃)

この規程の改廃は日本光学会理事会が行う。

附則 この規程は2015年1月1日より施行する。